

最終更新日: 2018年7月31日

株式会社マツモト

代表取締役社長 松本 敬三郎

問合せ先: 取締役総務部長 梅津 武

証券コード: 7901

<http://www.matsumoto-inc.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業経営者は、株主から会社を預っているものであり、株主に対し企業価値(株主価値)を最大化にする責任を負っております。コーポレート・ガバナンスとは、このような経営者の株主に対する責任をいかに果たせるかとの問題と考えております。この企業価値を高めるには、必ずコンプライアンス態勢が構築されていなければならない、したがって企業経営者はコンプライアンス態勢を構築する責任を株主に対して負っていると理解しております。すなわちコーポレート・ガバナンスを強化するためにはコンプライアンス態勢の構築を経営者が株主に対して負う義務と捉えております。以上の基本的な考え方をふまえ、コーポレート・ガバナンスの重要性につきましては、当社は充分認識しており、特に法令の遵守(コンプライアンス)には意をそそいでおります。また当社は、経営の透明性を高めるべく、株主総会および年4回の決算発表の他、株主利益に重大な影響を与えると判断される重要事実の発生時には、的確かつ迅速な情報開示に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松本 敬三郎	58,800	15.42
松本 政敬	32,800	8.60
穂田 誉輝	19,000	4.98
松本 久美子	16,200	4.25
梅津 武	15,800	4.14
株式会社大分銀行	14,400	3.78
松本 大輝	12,900	3.38
松本 敬孝	11,400	2.99
水元 公仁	11,000	2.88
株式会社SBI証券	11,000	2.88

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉本 佳彦	公認会計士											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本 佳彦	○	—	公認会計士の資格を有し、当社と利害関係がなく、独立役員としての公平性・公正性が確保され、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、定期的または必要に応じて打合せを実施するなど、連携し相互補完を行いつつ、監査業務を推進しております。
監査役と内部監査を担当する経営管理部とは、別掲の組織図に示すとおり、随時報告連絡を密に行い、連携して監査業務を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安井 玄治	他の会社の出身者													
原永 茂	税理士													○

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安井 玄治	○	安井玄治氏が代表取締役会長である株式会社安井組と当社との取引は、建築工事等422千円(平成30年4月期実績)であり、これについては、市場実勢を勘案し、当社が価格を提示し、価格交渉の上決定しております。	他業界の経営者としての見識の広さ、経営者としての豊富な経験を有し、当社と利害関係がなく、独立役員としての公平性・公正性が確保され、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないため。
原永 茂	○	——	税理士としての専門性、見識の広さ、公明性を有し、当社と利害関係がなく、独立役員としての公平性・公正性が確保され、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度やストックオプション制度は、その成果や株価を意識するあまり、経営視野が近視眼的になる恐れなどが危惧されますし、経営計画においての長期的観点や企業の持続性を確保するという考えから現状ではその必要性が強く見られませんので、実施いたしておりません。現在のところ、役員持株制度ならびに従業員持株制度が機能しており、一定の役割を果たしていると認識しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成30年4月期の取締役の人員は5名で、その報酬等の額は85,840千円であります。同じく監査役の人員は3名で、その報酬等の額は9,750千円であります。うち社外監査役は2名で、その報酬等の額は1,300千円であります。上記の報酬等の額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用計上した9,790千円を含んでおり、このうち9,040千円が取締役分であり、750千円が監査役分であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成5年7月28日開催の第5回定時株主総会において、月額20,000千円以内と決議しており、取締役個々の報酬等については、取締役会において決議しております。監査役の報酬限度額は、平成5年7月28日開催の第5回定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議しており、監査役個々の報酬等については、監査役会の協議により定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては経営管理部ないしは総務部が資料提出や作成・検討などサポートする体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は監査役制度を採用しており、経営監視機能の客観性および中立性を確保するとの方針に基づき監査役会は常勤監査役1名および社外監査役2名により構成されております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等の職務執行について、厳正な監視・監査を行っております。また、社外監査役のうち、原永茂については、税理士であり、財務・会計に関する高度に専門的な知見を有しており、この観点からの職務執行も厳格に行なわれております。なお、通常の内部監査は経営管理部が主として担当しており、その経営管理部には専任1名(部長)を配置し、必要に応じ総務部等の管理部門のスタッフがサポートし数名であっております。また、監査役会および会計監査人等とも連絡を密にし相互連携して業務を推進しております。さらに、内部統制部門の業務の状況等に対して行った内部監査の結果等を監査役会ならびに会計監査人にフィードバックいたしております。会社法に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく会計監査には、EY新日本有限責任監査法人を起用しており、同監査法人との間で会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約書を締結し、それに従い報酬を支払っております。平成30年4月期において、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりであります。業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員・業務執行社員：矢治博之、阿部正典(注)当社に係る継続監査年数は7年以下です。会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 3名、その他3名
また、顧問弁護士とは、顧問契約に基づき、必要に応じて適宜アドバイスを受けております。税務上の件につきましても、顧問税理士に相談し、事にあたっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営監視機能の客観性、中立性を確保するため、社外監査役による監査を実施しており、企業経営を常に監視しております。また、監査役は常時取締役会に出席し、積極的且つ、中立的、客観的な発言がなされています。さらに現在は社外取締役を1名選任し、経営監視機能および企業統治の一層の強化をはかっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日が特定の日にならないように配慮しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに投資家情報(IR)のコーナーを設けております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部で担当しております。(IR担当役員・梅津 武)	
その他	専門分野(例えば小型株投資とか)のアナリストやファンドマネージャー等と個別にミーティングを行ったり、連絡したりしてIR活動を展開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	インターネット事業の中で当社サイトの「ホンニナル出版」では、在庫を発生させない1冊からできる自費出版サービスとして(環境に良い出版システムとして)北九州市からエコプレミアムを受賞いたしました。
その他	個人情報保護のため、プライバシーマークを取得いたしております。 <役員への女性の登用について> 当社は、多様な人材が会社の強みと考え、男女問わず活躍の場を与える方針であります。よって、本人の能力次第で適材適所に人員を配置しており、現在のところ女性管理職はおりますし、今後女性の役員が出てくる可能性は充分あります。女性の「リーニ・イン(割り込む。一歩前へ。)」(運動)を真摯に受け止め、推進していくスタンスであります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムとは、下記の企業目的を達成するため企業内に構築(整備・運用)される経営の総合管理の仕組みであることを意味し、(1)事業経営の有効性と効率性を高め(業務の効率確保)(2)企業の財務報告の信頼性を確保し(財務報告の正確性確保)(3)事業経営に係る法令の遵守を促す(企業行動における法令等の遵守＝コンプライアンス)ことを目的として企業内部に整備され、企業を構成するすべての者によって運用されるものであるとの基本的な考え方に基づき、整備運用されております。なお、当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりです。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社長がコンプライアンス責任者となりコンプライアンス行動指針を定めるとともに、取締役および使用人に周知を徹底する。

2、取締役および使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的実施することにより、コンプライアンス意識を高める。

3、使用人は、職場内や業務において法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。その報告は総務部を窓口とし、通報者に不利益を及ぼさないようにするとともに、社長まで届くようにする。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程等に基づき取締役会議事録等を書面または電磁的記録により、適切かつ確実に保存・管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1、リスク管理規程を定め危機発生時の未然防止、発生した危機の早期解決および損害の極小化ならびに危機の再発防止をはかる。

2、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これには取締役全員が参加し、事業および業務に係るリスクを把握し管理する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回開催する定時取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、重要な業務執行については十分な審議を経て決定する。

(5)当該株式会社の業務の適正を確保するための体制

前記「(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」および「(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を適用すること等により、業務の適正を確保する体制を確立する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、現組織においては経営管理部ないしは総務部からその人員を配置することとする。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号において配置された使用人は、監査役会において人事考課を行うこととし、監査役の職務を補助するにあたっては、監査役の指揮命令のみに従うこととする。

(8)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する体制

1、取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が求める事項につき、監査役に報告する。

2、監査役が監査に必要な情報を適確かつ迅速に入手できるように社内各部署から資料の提出および情報の提供が速やかにできる体制を整備する。

3、当社は、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1、取締役および使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

2、監査役は内部監査部門との連携をはかり、実効的な監査業務を遂行する。

3、取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携をはかることのできる環境を整備する。

4、当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考えは、1.組織全体として対応する。2.反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を守る。3.反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係を構築する。4.社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切関係をもたない。また、反社会的な勢力による不当要求は拒絶する。5.反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。6.反社会的勢力による不当請求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。7.反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。の以上であります。

また、その整備状況としては、

(1)代表取締役社長は、上記の基本的な考え方を基本方針として社内外に宣言し、その宣言を実現するため社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等一連の取組を行い、その結果を取締役に報告する。

(2)反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とする。総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行う。「暴力団等との対応要領10カ条」「暴力団等対応15カ条」のポスターを社内に掲示するなどして、反社会的勢力排除に対する社内の意識を高める。

(3)反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

(4)反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行なう場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するとともに、可能な範囲内で自社株の取引状況を確認する。

(5)取引先の審査や株主の属性判断等を行うことにより、反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築する。同データベースは、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用して逐次更新する。

(6)外部専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から担当者同士で意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築する。暴力追放運動推進センタ

一、企業防衛対策協議会、各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職域の暴力団排除活動に参加する。総務部は企業防衛対策協議会のメンバーとして月に1回これを行っている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現在のところ、特に記載すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に向けて現体制にこだわることなく、固定することなく、日々問題点を洗い出しチェックする姿勢を保持しております。